

6 月 30 日 (火)

平成 21 年 6 月 30 日 (火曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 松田勝則 (愛みやざき)
- 6 番 函師博規 (同)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 中村幸一 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 西村賢 (愛みやざき)
- 18 番 武井俊輔 (同)
- 19 番 横田照夫 (自由民主党)
- 20 番 十屋幸平 (同)
- 21 番 押川修一郎 (同)
- 22 番 外山衛 (同)
- 23 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 32 番 中野廣明 (自由民主党)
- 33 番 星原透 (同)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 黒木覚市 (同)
- 36 番 中野一則 (同)
- 38 番 井本英雄 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 46 番 坂口博美 (自民党鳳凰の会)
- 47 番 蓬原正三 (自由民主党)
- 48 番 野辺修光 (同)
- 49 番 萩原耕三 (同)
- 50 番 緒嶋雅晃 (同)

- 51 番 米良政美 (自由民主党)
- 52 番 外山三博 (同)
- 53 番 福田作弥 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|--|--|
| <p>知事
副知事
県民政策部長
総務部長
福祉保健部次長
環境森林部長
商工観光労働部長
農政水産部次長
県土整備部長
会計管理者
企業局長
病院局長
財政課長
教育委員長
教育長
公安委員長
警察本部長
人事委員長
代表監査委員</p> | <p>東国原英夫
河野俊嗣
高山幹男
山下健次
加藤裕彦
吉瀬和明
渡邊亮一
緒方哲夫
山田康夫
長友秀隆
日高幸平
甲斐景早文
西野博之
大重都志春
渡辺義人
田代知代
相浦勇二
黒木奉武
城倉恒雄</p> |
|--|--|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <p>事務局局長
事務局次長
総務課長
議事課長
政策調査課長
議事課長補佐
議事担当主幹
議事課主査
議事課主査</p> | <p>濱砂公一
岡田英治
渡邊靖之
富永博章
日高正憲
福嶋清美
日高賢治
山中康二
前田陽一</p> |
|---|---|

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号から第17号まで並びに報告第1号及び第2号の各号議案、並びに請願第19号から第24号まで、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第6号及び報告第1号については賛成多数により、その他の議案及び報告については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例について」であります。

このことについて当局より、「知事マニフェストにおいて知事の退職手当の見直しを掲げていること、及び厳しい社会経済情勢下において、県を挙げて行財政改革に取り組んでいること等を考慮し、知事の今任期に係る退職手当の額を50%減額するものである。公布予定日は7月7日で、現知事に限り適用される。仮に、公布日前に現知事が辞職される場合は、この条例

は現知事には適用されない」との説明がありました。

このことについて、委員より、「任期を全うするには残り1年7カ月余を残しており、諸情勢を勘案するため、今定例会で結論を出すのではなく、時間をかけてもいいのではないか」、また別の委員より、「知事の出処進退が不透明な状況にある中、条例を施行しても意味があるのか」、さらにほかの委員より、「退職手当等をカットする昨今の風潮は、ポピュリズムであり民主主義が根づいていないのではないか」等のさまざまな意見が出されました。

また、他の委員より、「一般的に退職手当は、生活保障としての給与の後払いや勤続報償という意味を有していることから、知事退職手当の審査に当たっては、7月1日公表予定の知事の資産報告書や9月末公表予定の政治資金収支報告書とともに、知事退職手当を減額または不支給としている他道府県の調査を行う必要がある。県内市町村長の退職手当への影響等も含め総合的に勘案して判断していく必要があり、継続審査とすべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、マニフェストを掲げて当選された知事が、自身のマニフェストに基づき提案された議案は、尊重すべきであるとし、賛成多数で可決いたしました。

次に、議案第11号「市町の配置分合について」であります。

このことについて当局より、「清武町を廃し、その区域を宮崎市に編入する編入合併であり、合併の期日は、平成22年3月23日である。現在12名の清武町の議員に在任特例を適用し、宮崎市の議員の任期である平成23年4月30日まで、引き続き宮崎市の議員として在任する。そ

の後は、現在の宮崎市議会議員の条例定数である46名の議員定数となる予定である」との説明がありました。

このことについて、委員より、県議会議員の選挙区について質疑があり、当局より、「合併がなされた場合の県議会議員の選挙区は、原則として、宮崎郡は宮崎市選挙区となる。ただし、合併特例法による特例規定により、合併の日から次の一般選挙の任期が終わるまでの平成27年4月29日まで、従来選挙区とすることもできる。なお、特例を適用するためには、県議会において従来選挙区を残すための特例条例を定め、合併の日までに施行しておく必要がある」との答弁がありました。

次に、議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」であります。

この補正予算のうち、経済・雇用対策として、老朽化した公用車を低公害車に更新することについて、委員より、「経済・雇用対策は、県民の暮らしに直接手当てされるべきものであり、緊急性が高いのか」との質疑があり、当局より、「公用車については、厳しい財政状況から更新基準を大幅にオーバーして使用している状況にある。本来であれば、来年度予算で県の一般財源から捻出しなければならないところを半年前倒しして、低炭素社会の実現等のため、国より新たに措置された経済危機対策臨時交付金を活用するものである。低炭素社会に向けた取り組みとともに、すそ野の広い自動車産業の支援になり、経済対策にもつながるものと考えている」との答弁がありました。

これに対し、別の委員より、「県の公用車を国の財源を活用して低公害車、低燃費車に更新することは必要である。今後は、全公用車960台余の維持管理費や台数の適正化についても検討

していただきたい」との要望がありました。

次に、付託外案件として、当局から報告のありました「行政機関設置条例に係る土木事務所の再編案について」であります。

今回の土木事務所再編に伴う人員削減効果が10人から20人程度、人件費等を含めた財政負担が年間1億円程度であることについて、複数の委員より、「厳しさを増す財政状況を踏まえ、行財政改革の推進は県行政に課せられた大きな課題である。行財政改革の取り組み状況においても、平成23年度には、知事部局を初めすべての部門の総職員を平成17年度に比べ1,000人の純減を目指している。約30年前、松形知事の際に検討された土木事務所再編案に比べても規模が小さく、コスト削減幅が小さいのではないか」との質疑があり、当局より、「土木事務所に関しては、昭和25年以来、約60年にわたり現在の体制のままであるが、その間の道路交通網の整備で移動時間は大幅に短縮され、また情報通信技術の飛躍的な進展により情報伝達手段等も格段に進歩していることから、再編案を検討したが、串間及び高鍋土木事務所存続に関する請願が県議会で採択されたことを十分踏まえ、また、地元市町村からの強い要望もあったことから、地元の危惧されている災害等緊急時の対応や住民サービスの確保に留意して、当初案について可能な限りの見直しを行ったところである。

具体的には、総務部門、建設改良部門は本所に統合して一元化、また、住民サービスや安全・安心の確保が図られるよう、維持・保全部門は出張所として旧土木事務所に残すこととした。また、住民サービス確保の観点から、日常生活に密着した道路・河川等の保全業務や各種申請の受付等は置き、住民の皆様へのサービス

はこれまでと変わらないよう努めていく。さらに、新たな行政課題等への対応として、公共事業の品質確保等の課題に対応するとともに、事務所内の計画・調整機能強化のため、「技術調整課」をすべての各土木事務所に新設することにより、事務所内での横断的な業務執行が可能になる。なお、再編に伴いスクラップした部分だけで言えば、人員削減効果としては30名から40名、年間2億～3億円程度の財政負担の縮減幅となる」との答弁がありました。

さらに、別の委員より、「地元の皆さんの不安が大きいようだが、もう少し検討期間を置いてはどうか」との意見があり、当局より、「来年4月の再編に向け準備をしてきており、再編に伴うさまざまな準備を考慮すると、9月定例会では間に合わない。地元の方々の御意見や請願の趣旨を踏まえ、可能な限り見直しを行った。今後とも、地元にはしっかり説明をしていきたい」との答弁がありました。

このことについて他の委員より、「当初再編案では、高岡・串間・高鍋の各土木事務所は3年間を目途に全面廃止という案だったものを、地元からの請願を県議会が採択したことを受け、3事務所とも出張所として存続し、道路や河川の保全、各種申請の受付は残し、計画・調整機能を強化するため技術調整課を設置することで、可能な限りの見直しを行ったことは評価したい」との意見がありました。

次に、委員より、「人員削減に伴い新たに退職希望を募ることはないのか」との質疑があり、「来年3月末の土木職で見ても定年退職者が21名予定されており、そのほかに希望退職者もあるので、通常の退職・採用の中で対応可能である」との答弁がありました。

次に、出先機関の総合事務所化による人員や

経費の削減効果について質疑があり、当局より、「総合事務所化した場合、中部地区で300人程度、東臼杵地区で350人程度となり、本庁の部を越すような規模となり、組織管理が困難になることや、県税、福祉、土木、農政等の各部門で事務所単位の所管区域が異なることとなるので、各事務所に同じ権限が与えられないこと、また、事務所の組織が大規模になると、本庁との命令系統と事務所内での命令系統と二重になること等の問題がある。さらに、他県においては、総合事務所へ移行したものの、またもとに戻すところもふえている。所管市町村が減ってきて、市町村への権限移譲が進むなど、状況が変化しているため、直ちに出先機関の形を大きく見直すのは難しい」との答弁がありました。

これに対し、複数の委員より、「土木・農政部門等が総合事務所化されれば、利用する県民の立場からいえば、利便性が高くなることは間違いない。組織管理、命令系統、所管区域など細かい問題点はあるかもしれないが、将来的に地区ごとの職員数削減目標を定め、県民サイドから利便性の高い総合事務所も検討しながら、職員数削減などの行財政改革を進めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、長友安弘委員長。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願5件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、平成20年度に造成や積み増しした宮崎県妊婦健康診査支援基金など各種基金を原資とした事業等による13億7,300万円余の増額補正、及び国の平成21年度補正予算成立を受けて、新たに自殺対策を目的とした宮崎県地域自殺対策緊急強化基金の造成などによる9億3,600万円余の追加の増額補正となっております。この結果、福祉保健部の補正後の一般会計予算は834億5,600万円余となっております。

このうち、福祉・介護人材確保特別対策事業についてであります。

これは、福祉・介護職を目指す学生や、資格を有しているが就労していない方、主婦層などの新しく就労を目指す方などに対し、それぞれの状況に応じた適切な支援を行うことで、福祉・介護人材の確保を図る事業であります。

このことについて、委員より、福祉・介護の人材の状況について質疑があり、当局より、「今後、高齢化が進むことから、福祉・介護人材はより必要となってくるが、県内の介護福祉士等養成施設8施設のうち、今年4月より2施設が新規入学募集を停止し、残り6施設全体の入学者も定員の5割を切っている状況である」との答弁がありました。

さらに複数の委員より、「勤務環境・待遇が厳しいと言われる介護職員等の離職率、常勤・非常勤等の雇用形態別の給与などの実態を把握して、人材確保のための施策に取り組んでほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金についてであります。

これは、障がい者が地域の中で自立した社会生活を営むことができる環境整備や、障がい福祉サービス事業者の経営基盤の強化策等を講じることにより、障害者自立支援法の円滑な実施を図るものであります。

このことについて委員より、「3障がいの中で、精神障がい者の就労支援が特におくれている。地域住民への啓発等の地域生活移行を進めるための体制づくりについては、行政主導で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業についてであります。

このことについて、委員より、福祉保健部と県警本部との連携について質疑があり、当局より、「昨年度より自殺未遂者について、本人の承諾が得られれば、警察本部より情報提供を受けて各保健所が、面接・訪問等の支援を行っている」との答弁がありました。

さらに委員より、「自殺未遂者についてしっかりとフォローを行い、自殺者の減少に向けて取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、新型インフルエンザ対策事業についてであります。

これは、抗インフルエンザウイルス薬や感染防護具の追加備蓄等を行うものであり、タミフル、リレンザの備蓄量は今年度末までに20

万7,300人分となります。

また、当局より、県内の新型インフルエンザ患者の発生状況について報告がありましたが、委員より、「他県において、風評被害や経済的なマイナス面が出ているとの報道があり、本県においても心配される」との意見に対して、当局より、「県民の皆様には正しい情報を提供して、しっかり不安を取り除いていきたい」との答弁がありました。

次に、次世代育成支援宮崎県行動計画についてであります。

現在、策定に向けて作業中である来年度からの新たな5カ年計画について、委員より、「少子化の問題等については、環境問題と同じように子供のときから学習のテーマの一つにするなど、教育面においても検討してほしい」との要望がありました。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は5億9,900万円余の増額補正であり、その内容は、高度救急医療及び周産期医療体制の維持拡充を図るための医療機器の更新、新設に要する経費であり、補正後の資本的支出は49億4,300万円余となります。

次に、「肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書」の提出についてであります。

ウイルス性肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多いため、感染した状態が放置され、重篤な病態を招くおそれの高い国内最大の感染症であり、全国で毎年4万人がそのために死亡していると言われております。また、B型・C型肝炎の感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種における針・筒の不交換等の誤った医療行為などによるものと指摘されております。

このため国においては、平成20年から新しい肝炎対策を推進するため、肝炎ウイルス検査の推進を初め、インターフェロン治療における負担軽減や肝炎研究などの取り組みが行われているところではありますが、あくまで予算措置にとどまっており、法的根拠に基づく恒久的対策にはなっていないところであります。このようなことから、国に対して肝炎対策のための基本法の早期成立を要望するものであります。

当委員会としましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件及び新規請願1件の計6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」及び議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」

についてであります。

このうち、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で7億7,800万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用緊急対策の実施に伴うものであります。また、追加補正に係る補正は、一般会計で47億8,700万円余の増額補正であり、その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は526億3,600万円余となります。

このうち、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金についてであります。

このことについて、委員より、「効果を早く発現させるためにも、積立金に積み立てておくのではなく、前倒しで予算化し、事業を実施すべきではないか」との意見があり、当局より、「市町村に対し説明会を行い、前倒しで基金事業を実施するようお願いをしていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「どう雇用を創出するのかが重要であり、有効に基金を活用するために、どのような考えを持っているのか」との質疑があり、当局より、「市町村に対して、他県での先進事例を示しながら、基金事業の有効活用を図っていきたい」との答弁がありました。

次に、九州新幹線観光バスルート実証実験事業についてであります。

このことについて、委員より、「宮崎県に経済効果が発生するような、メリットのあるルートづくりに取り組んでいただきたい」との意見があり、当局より、「本県に至る観光バスルートについて魅力あるものにし、また、本県に宿泊するということも目標にしながら、ルートづくりに取り組んでいきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてあります。

今回の補正は、一般会計で19億3,200万円余の増額補正であり、その主な内容は、経済・雇用緊急対策の実施や地域活性化・生活対策基金を活用した県単独事業の増額に伴うものであります。また、追加補正は、一般会計で31億8,100万円余の増額補正であり、その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は909億2,900万円余となります。

次に、議案第2号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」についてであります。

本議案につきましては、県土整備部だけではなく総務部にも質疑を行うなど、慎重に審査をいたしたところであります。

まず、当局より、「宮崎、高岡、日南、串間、西都、高鍋の6土木事務所を、中部、南那珂、児湯の3土木事務所及び高岡、串間、高鍋については出張所に再編し、串間土木事務所の港湾・漁港業務を油津港湾事務所に移管することに伴う条例の改正を行うものである」との説明がありました。

このことについて、委員より、「出張所となる地域では、災害時において、従来と変わらない現場対応ができるのか」との質疑があり、当局より、「住民の安全・安心な暮らしを確保するため、基本的には従来と同じような体制を組んでいきたい。緊急施工工事についても、出張所長に権限を持たせ、対応できるようにする」との答弁がありました。

また、別の委員より、「串間及び高鍋土木事務所の存続についての請願が採択され、半年しかたっていないのに、今回の再編案の提出は性急過ぎるのではないか」との質疑があり、当局より、「請願が採択された後、土木事務所の存

続と行財政改革の視点を踏まえつつ、土木事務所の状況調査や総務部、関係機関とも協議等を行った。災害時の対応や住民サービスの確保を図るため、当初3年間の暫定的な設置であった駐在所を、設置期限を定めない出張所として設置することや、多様化する行政ニーズに対応するためにも、技術調整課を新設することなどについて検討、見直しを行い、今回、再編案を提出したところである」との答弁がありました。

また、別の委員より、「単に数を減らすことが行財政改革ではない。行財政改革を行うことによって、住民サービスが低下することがあってはならない」との意見があり、当局より、「厳しい財政状況の中で、できる限り住民サービスに支障が生じないように、出張所を設置し、引き続き、所管区域全体の管理・基盤整備を進める方針で考えている。また、市町村・地域住民の要望を受けとめた上で、スケールメリットを生かすとともに、地域の実情を考慮しながら、新しい土木事務所の体制・人員配置を行っていきたいと考えている」との答弁がありました。

さらに、別の委員より、行財政改革大綱2007についても、「経済緊急対策により前倒しで事業の実施を行っている中で、入札契約部署と発注部署とを分離することが果たしてできるのか」との質疑があり、当局より、「公告から落札決定までの一連の業務の中で、発注部門と入札契約事務とは密接に関係しているため、これらを分離すると事務の煩雑さなどが発生する可能性があり、現在のところ検討すべき課題があるということで認識している」との答弁がありました。

このほかにも複数の委員より、「今回の再編によって、出張所職員の心身的負担がさらにふ

えるのではないか」、また、「当初の再編案は、現場の状況を踏まえて検討されたものではないのではないかなど、多くの質疑や意見があったところでもあります。

一部の委員からは、長期的な観点から、行財政改革の必要性を踏まえ、賛成との意見もあつたところではありますが、当委員会といたしましては、行財政改革に関して決して反対するものではなく、住民サービスの低下や地域間の格差が生じることが懸念されること、串間及び高鍋土木事務所の存続を求める請願が採択されていること、また、その他さまざまな視点から審査した結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしましたところでもあります。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号及び第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の一般会計の補正は、環境森林部所管で33億6,700万円余の増額であり、その主な内容は、宮崎県環境整備公社が実施しているエコクリーンプラザみやぎきの浸出水調整池補強工事に要する費用、また間伐等の促進や林業・木材産業等の地域産業の再生のための事業等に要する経費であります。これにより、補正後の一般会計予算額は258億6,400万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の環境森林部の予算額は264億4,700万円余となります。

このうち、県民の森施設整備事業についてであります。

これは、県西地域の観光拠点の一つとなっている「ひなもり台県民ふれあいの森」等におきまして、施設のリニューアルによる利用の促進と太陽光発電施設の整備により、地域の活性化を図るものであります。

このことについて、委員より、「太陽光発電施設をどこに設置し、どのように活用するか」との質疑があり、当局より、「ひなもり台の場内に設置し、約5万キロワットアワーの発電を想定している。ひなもり台の年間消費電力量の約半分をこの太陽光発電で賄おうと考えている」との答弁がありました。

次に、農政水産部所管の一般会計の補正は15億9,000万円余の増額であり、その主な内容は、農商工連携の促進、耕作放棄地の解消など構造政策の推進に要する経費であります。これにより、補正後の一般会計予算額は421億9,400万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は427億7,400万円余となります。

このうち、鳥獣害自衛体制緊急整備事業についてであります。

これは、野生鳥獣の生態や被害実態等につい

て地域住民への理解を促すとともに、集落全体の環境改善や効果的な防護さくの設置など自衛体制の緊急整備により、野生鳥獣の効果的な被害防止を図るものであります。

このことについて委員より、「被害防止さくを設置することにより、逆に一たん集落に入り込んだ野生鳥獣が山に帰れず、被害をこうむることも考えられる。個体を減らす方法も一つと思われるが、この野生鳥獣の被害は、農山村において深刻な問題であるという現状を御理解いただきたい。今後、環境森林部と連携して対策を検討してほしい」との意見がありました。

次に、宮崎発・大地を活かす農商工連携ビジネスモデル創出事業についてであります。

この事業は、企業等の農業参入を支援するとともに、企業と農業法人あるいはJA等との連携強化を促進することによりまして、宮崎発の農商工連携ビジネスモデルを創出し、本県の農業・農村の活性化を図ろうとするものであります。

このことについて、委員より、「どのような事業を補助の対象としているのか」との質疑があり、当局より、「農産物の高付加価値化等、幅広い取り組みを対象とし、これから企業等の農業参入の支援に向けて取り組んでいきたい」との答弁がありました。

両部局とも、主に経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正であります。委員より、「現在の経済・雇用情勢の厳しさを乗り切るための対策を十分考え、今後さらなる積極的な予算を検討すべきである」との要望がありました。

次に、議案第17号「宮崎県森林整備加速化・林業再生基金条例」についてであります。

この条例は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進、木材・木質バイオマス資源を

活用した低炭素社会の実現を図ることを目的に、間伐等の森林整備の促進や林業・木材産業の再生に必要な事業を実施する財源として積み立てるために、基金を設置するものであります。

このことについて委員より、「この基金で整備した設備について、基金終了後、設備の活用がされなくなったということがないよう、活用方法を十分検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第3号外4件であります。慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第13号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

今回の補正は、国の平成21年度補正予算の成立及び新たな経済・雇用対策の実施に伴うもので、教育委員会所管では、一般会計で1億3,700万円余の増額補正であり、その主な内容は、校務用パソコン維持管理費等に伴うものでありま

す。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,152億6,900万円余となります。

この校務用パソコン維持管理費について、当局より、「県立学校においては、今年度中に校務用のパソコンの配備をすべて完了する予定である」との説明がありました。

これに対して委員より、「市町村立学校においても、校務用パソコンの整備が早期に進むよう、引き続き必要な助言を行っていただきたい」との要望がありました。

また、公安委員会所管では、一般会計で5,900万円余の増額補正であり、その主な内容は、交通安全施設整備事業等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計予算額は294億8,000万円余となります。

この交通安全施設整備事業についてであります。

このことについて、委員より、「地域住民から継続的に寄せられる信号機新設の要望に対して、どのような設置基準により対応しているのか」との質疑があり、当局より、「事故の発生状況や交通量、通学路の指定や住民の要望等を踏まえて、緊急性、必要性の高い箇所から設置をすることとしている」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「地域の切実な要望に対して、設置の可否だけでなく、途中経過についても情報提供を行うなどして、地元とのコミュニケーションを密にしてほしい」との要望がありました。

次に、議案第14号「平成21年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)」についてであります。

今回の補正は、ダム管理者の県土整備部が経

済・雇用対策の一環として実施する、綾北ダム関連工事に係る企業局負担分5,800万円余を増額補正するものであり、補正後の資本的支出は23億9,100万円余となります。

このことについて、当局より、「綾北ダムは治水と発電の役割を持つ多目的ダムであり、企業局の負担割合は、建設当時の費用負担に基づいている」との説明がありました。

これに対して委員より、「企業局の経営という観点から、負担割合については、適宜精査を行い、見直しについて検討する必要もあるのではないか」との意見がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、図師博規議員。

○図師博規議員 [登壇] 議案第2号「宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例」の内容について、反対の立場から討論をさせていただきます。

高鍋土木事務所は、児湯郡の中心地に位置し、人口7万5,000人を擁する東児湯5町を管轄

し、これまで道路、治水を初めとするインフラ整備や建築行政など、地域住民の生活や企業活動などに関する重要な役割を担っております。また、延長32キロメートルにも及ぶ日向灘に面した海岸線及び港湾の維持管理や、本県の大動脈でもある国道10号やJR日豊本線が縦断し、多くの主要県道などがアクセスするという優位な立地条件のもとで、その機能が十分かつ機動的に発揮されています。

さらに、災害発生時などには、高鍋町に所在する国土交通省宮崎河川事務所小丸川出張所や児湯農林振興局、児湯福祉事務所、児湯教育事務所及び高鍋保健所などの国及び県の出先機関とともに、迅速、有機的な連携が図れる状況にあります。

このようなことから、高鍋土木事務所が再編された場合には、児湯地域の振興や土木行政の拠点機能など、影響ははかり知れないものがあります。特に、災害時における迅速かつ的確な対応や、関係機関との円滑な連携などに困難が生じ、防災対策などにおいても多大な支障が生じることは明らかであります。

そしてもう一つ、串間市内に残る唯一の行政機関である串間土木事務所、この再編も情報交換や土木行政の推進に甚大な影響があります。特に国道448号等の主要道路の崩落・災害時の迅速な対応、地方港湾・漁港等の整備、河川改修など、市民の安全・安心を確保する上から、再編されることについては多大なる危惧が生じております。

これまで県が示してきた行財政改革、また土木事務所の再編案、今回提案された内容につきましては、一定の評価はするものではあります。現在、地域の関係機関及び議会内での協議、審議、意思の疎通が成熟しているとはまだ

言いがたい状況です。よって、私は、この土木事務所再編を含む条例改正案について、反対の意を表明させていただきます。議員各位の御英断を期待いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。(拍手) [降壇]

○中村幸一議長 次は、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員 [登壇] 議案第6号「知事の退職手当の特例に関する条例」について、賛成の立場から討論をいたします。

この議案は、知事の退職金に関し、その50%を削減するというものであり、東国原知事のマニフェスト及び県行財政改革の一環として取り組まれたものであります。確かに知事の退職金は、知事の任期満了を前提といたしますと、現行では4,166万4,000円、半額の削減ということになりますと、2,083万2,000円の減額ということになります。この減額分は、結果としては、一般財源に繰り入れられるものになり、確かに県財政困窮の折であり、また首長の退職金の削減が時代の流れであることを考慮しても、退職金の半減については理解できるものであります。

しかし、今回の議会のこの本会議、そして委員会、先ほどの高橋委員長の報告にもありましたが、そういったものの中でも、県内の他の市町村長への影響、また知事の資産報告の公表を待つべきだなどという反対や慎重な意見も数多く出されました。

とはいえ、何といたしまして、知事が任期満了しないのではないかと、知事が国政に転出してしまおうのではないかとということについての懸念・懸念が多く議会でも出されました。それは、県民の皆さんの声を代弁したものであったのだらうと思います。古賀誠自民党選挙対策本部長が県庁を訪れて以降の県政界は、さまざまな

憶測、喧伝、そして何がしかの根拠を持ったような意味で語られるうわさなどで大きな混乱をいたしております。各マスコミのアンケートのみならず、私たちも直接、県民の皆様から多くの声をいただいております。地元紙によりますと、知事の国政転出反対は63%、しかしながら、知事の支持率は82.7%でございます。しかし、私は、ここに知事に対する絞り出すような県民の皆様の思いや声を感じるのであります。宮崎のために頑張ってもらいたい、そういった思いがこの一連の県議会での質疑でも集約されていたのではないかと思います。私はないと信じておりますが、知事の辞職が間近いといったような話も乱れ飛んでおります。

しかし、この条例案は、先ほどもありましたとおり、公布の日をもって施行と定められております。同様の事例から考えましても、先ほど委員長報告でもありましたとおり、7月7日の県の公布の発効をもって施行するということになっております。そういたしますと、7月7日までに、万一、知事が辞職をするということになりますと、この条例はだれにも適用されない、言ってみれば空条例になる可能性もあるのであります。私たちも、それを含め、議会や委員会の場で真剣に議論をさせていただきました。そして、その結果として、制定された条例が意味のないものになるとするならば、これは東国原県政に大きな傷を残すことにもなりかねないと思っております。この件については、知事にも、よくよく御理解を願いたいと思っております。

県民は言うに及ばず、多くの国民の皆さんが知事の動向に注目をいたしております。私たちは、これからもこの宮崎で生きてまいります。この条例が知事の置き土産にならないことを切

に願います。そしてまた、この条例を含め、今までのマニフェスト実現を切磋琢磨しながら実現していきたいと思っております。この条例はそのためのかけ橋になるべきものであると信じ、議員各位の賛成を切に願ひまして賛成討論といたします。以上で終わります。ありがとうございました。〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました報告第1号及び請願の継続について、反対の立場から討論を行います。

まず、報告第1号平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)の「専決処分の承認を求めることについて」です。

同報告は、補正予算(第6号)において、歳入歳出をそれぞれ10億3,343万9,000円を追加し、予算総額を5,759億5,989万2,000円とする予算専決です。

本来、予算を定めることは議会の権限であって、予算の専決はごく限られています。災害時の緊急な支出で議会を開けない場合や、地方交付税、国庫支出金確定など税制上やむを得ない場合です。今回、そういったものもありますが、県民税や地方消費税など県税27億800万円の追加をしています。本来、税収などについては、的確な把握を行い予算化して、県民施策に生かすことが必要ですし、2月補正以降の増収については、決算であらわし、翌年の予算編成に生かすことが本来のあり方です。毎年の慣例的な取り扱いとせず、改善を求めたいと思いません。

次に、請願についてです。

前回に引き続き継続審査との報告がありまし

た、請願第5号「後期高齢者医療制度の充実を求める請願」、第9号「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)の制定を求める請願」及び第11号「障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願」について、採択を求めるものです。

後期高齢者医療制度は、開始から1年が経過し、ますます制度そのものの理不尽さや不備が指摘され、特に保険料の高いことなどが大きな問題となっています。高齢者のだれもが安心して医療が受けられるように改善を図るのは、当然のことです。

また、中小企業振興基本条例の制定についても、地元の中小企業の経営の安定と活力の回復が図られてこそ、地域経済の活性化、雇用の安定、県民生活の向上につながるものです。

障害者自立支援法の抜本的改善を図ることも喫緊の課題となっています。しかも、同請願は、すべての会派が紹介議員となって議会に提出されているにもかかわらず、今回さらに継続審査とすることは、道理ある対応とは言えません。

いずれの請願も、県民の暮らしにとって本当に切実な課題の請願です。こうした請願者の思いを十分に受けとめ、その願いにこたえることは県議会の役割ではないでしょうか。請願者の意思を十分に尊重して、今議会での採択を強く求めるものです。

以上述べまして討論といたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第2号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議案第2号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は否決で

ありますので、原案について採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立少数。よって、本案は否決されました。

◎ 議案第6号採決

○中村幸一議長 次に、議案第6号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 報告第1号採決

○中村幸一議長 次に、報告第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

◎ 議案第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第17号まで、並びに報告第2号採決

○中村幸一議長 次に、議案第1号、第3号から第5号まで及び第7号から第17号まで、並びに報告第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、

可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決または承認されました。

◎ 請願第21号から第24号まで採決

○中村幸一議長 次に、請願第21号から第24号までについて、お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第11号について、一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の

継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第19号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第20号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり

り、議員及び委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

国直轄事業負担金の抜本的な見直しを求める意見書

議員発議案第2号

小腸移植に医療保険適用を求める意見書

議員発議案第3号

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

議員発議案第4号

教育予算の拡充を求める意見書

議員発議案第5号

介護保険制度の改正に関する意見書

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 厚生常任委員長 長友 安弘

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

肝炎対策のための基本法の早期制定を求める意見書

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 緒 嶋 雅 晃
星 原 透
井 上 紀代子
水 間 篤 典
外 山 衛
満 行 潤 一
新 見 昌 安
黒 木 正 一
松 田 勝 則
押 川 修一郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

厳しさを増す森林・林業・木材産業の活性化を求める意見書

平成21年6月30日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 緒 嶋 雅 晃
中 野 一 則
田 口 雄 二
横 田 照 夫
萩 原 耕 三
松 田 勝 則

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第8号

陸上自衛隊の定員確保を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第8号まで

追加上程

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第8号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議員発議案第8号「陸上自衛隊の定員確保を求める意見書案」に反対の立場から討論いたします。

同意見書(案)では、自衛隊の果たす役割が述べられ、県内における陸上自衛隊の定員を削減せず、確保することを求めています。しかし、自衛隊員の定員を確保することで、若者の雇用の確保や地域経済の活性化、災害時の復興活動、有事や国際平和維持を理由に外国に出かけて任に当たる等々が、果たして妥当なことでしょうか。

深刻な雇用・経済危機のもとで、貧困、格差社会はますます広がりを見せています。一刻も早く経済を立て直し、国民だれもが安心して暮らせる、まともなルールある社会づくりが求め

られており、政治の責任が大きく問われています。こうした中で、自衛隊を若者の雇用の手段としたり、地域経済の糧などとするのが果たして健全なあり方なのか、しっかり見直し、基地に頼らないまちづくりこそ今、必要なのではないでしょう。

また、災害時の復旧活動に自衛隊も協力しますが、最後に力を発揮するのは消防隊員です。それは、自衛隊は日常的に軍事訓練は行っても、基本的には災害復旧のための訓練などを行っていないからです。災害などから国民・県民の安全を守るためには、常備の消防力を強化して任務に当たれるようにすることこそ重要です。

また、国際的な平和維持活動に貢献するかのようにも言われていますが、本来、外交努力なしには、戦争や紛争などといった問題の解決が図られないことは明らかです。

今、政治がなさねばならないことは、この経済・財政危機状況においても、毎年5兆円もの税金を軍事費に費やし続けていることなどを見直して、国民の暮らしや福祉、医療、教育に予算を振り向けることです。国民の暮らしを豊かにして、深刻な不況を解決し、経済を立て直すことです。そうすることが新たな雇用を生み出し、まともな、健全な社会をつくることができます。あらゆる可能性を秘めた若者の未来を、希望の持てるものにすることこそ重要です。

以上、幾つかの問題点を述べ、同意見書案について反対を表明するものです。以上です。

[降壇]

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第8号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第8号についてお諮りいたします。

本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中村幸一議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号から第7号まで採決

○中村幸一議長 次に、議員発議案第1号から第7号までの各号議案を、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 天皇陛下御即位20年に伴う賀詞奉呈の件

○中村幸一議長 ここで申し上げます。

本年は、天皇陛下におかせられましては、御即位20年をお迎えになられ、まことに慶賀にたえないところであり、謹んでお祝い申し上げます。

お諮りいたします。

このたびの天皇陛下の御即位20年に伴う賀詞奉呈の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

賀詞奉呈の件を議題といたします。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 今議会で、ことしが天皇即位20年に当たることをもって、その祝意を県議会の名で表明し、奉呈することが提案をされました。

しかし、天皇即位における継続の節目を祝うかどうかは、広く国民、個々人の見解、見識にゆだねられるものであって、特に多様な意見を議論し合い、最も民主主義が尊重されなければならない議会にあっては、県議会の名で、しかも「県民とともに」などの表現でその祝意を表明することは適切ではないと考えます。

もちろん、各会派や各議員がそれぞれの立場でお祝いを述べることに、何ら異論のあるものではありません。

したがって、今回の県議会の名をもって行おうとする賀詞奉呈について、賛同することはできませんし、御一考いただくことを強く要望して、意見の表明といたします。以上です。〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 天皇陛下御即位20年に伴う賀詞奉呈採決

○中村幸一議長 お諮りいたします。

天皇陛下の御即位20年に当たり、お手元に配付のとおり、天皇陛下に、本県議会の名をもって賀詞を奉呈することに賛成の議員の起立を求めます。〔卷末参照〕

〔賛成者起立〕

○中村幸一議長 起立多数ですので、そのように決定いたしました。

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年6月定例県議会を閉会いたします。

午前11時10分閉会